

平成26年全国消費実態調査

家計資産に関する結果

結果の概要

平成 28 年 3 月 25 日



総務省統計局

目 次

家計資産とは

結果の概況

I 二人以上の世帯

1 概況.....	1
2 世帯分布.....	2

II 世帯属性

1 世帯主の年齢階級.....	4
2 年間収入五分位階級.....	5
3 都道府県.....	6

III 二人以上の世帯のうち勤労者世帯..... 8

IV 単身世帯

1 概況.....	9
2 男女, 年齢階級.....	10

<付 録>

全国消費実態調査の概要.....	11
用語の解説.....	12
貯蓄・負債の範囲と内容.....	15
主要耐久消費財の範囲と内容.....	17
家計の実物資産の価額評価方法.....	20

図 表 目 次

([] 内は e - S t a t に掲載する結果表の表番号)

< I 二人以上の世帯 >

図 I - 1	家計資産の種類別 1 世帯当たり家計資産 (二人以上の世帯)	1
	[(全国) ストック編 : 第59表]	
表 I - 1	1 世帯当たり家計資産の内訳 (二人以上の世帯)	1
	[(全国) ストック編 : 第59表]	
図 I - 2	家計資産額階級別世帯分布 (二人以上の世帯)	2
	[(全国) ストック編 : 第59表, 分析表 : 第11表]	
図 I - 3	家計資産額階級別の世帯主の年齢階級の内訳 (二人以上の世帯)	2
	[(全国) 分析表 : 第11表]	
図 I - 4	住宅・宅地資産額階級別世帯分布 (二人以上の世帯)	3
	[(全国) ストック編 : 第59表, 分析表 : 第11表]	
図 I - 5	耐久消費財資産額階級別世帯分布 (二人以上の世帯)	3
	[(全国) ストック編 : 第59表, 分析表 : 第11表]	

< II 世帯属性 >

図 II - 1	世帯主の年齢階級別 1 世帯当たり家計資産 (二人以上の世帯)	4
	[(全国) ストック編 : 第60表]	
図 II - 2	世帯主の年齢階級別 1 世帯当たり家計資産の内訳 (二人以上の世帯)	4
	[(全国) ストック編 : 第60表, 分析表 : 第11表]	
図 II - 3	年間収入五分位階級別 1 世帯当たり家計資産 (二人以上の世帯)	5
	[(全国) ストック編 : 第59表]	
図 II - 4	年間収入五分位階級別 1 世帯当たり家計資産の内訳 (二人以上の世帯)	5
	[(全国) ストック編 : 第59表]	
図 II - 5	都道府県別 1 世帯当たり家計資産 (二人以上の世帯)	6
	[(全国) 地域編 : 第34表]	
表 II - 1	都道府県別 1 世帯当たり家計資産の内訳 (二人以上の世帯)	7
	[(全国) 地域編 : 第34表]	

<Ⅲ 二人以上の世帯のうち勤労者世帯>

図Ⅲ－１	家計資産の種類別 1 世帯当たり家計資産 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	8
	[(全国) ストック編：第59表]	
表Ⅲ－１	1 世帯当たり家計資産の内訳 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	8
	[(全国) ストック編：第59表]	

<Ⅳ 単身世帯>

図Ⅳ－１	家計資産の種類別 1 世帯当たり家計資産 (単身世帯)	9
	[(全国) ストック編：第66表]	
表Ⅳ－１	1 世帯当たり家計資産の内訳 (単身世帯)	9
	[(全国) ストック編：第66表]	
図Ⅳ－２	男女，年齢階級別 1 世帯当たり家計資産 (単身世帯)	10
	[(全国) ストック編：第66表]	
図Ⅳ－３	男女，年齢階級別 1 世帯当たり家計資産の内訳 (単身世帯)	10
	[(全国) ストック編：第66表]	

家計資産とは

全国消費実態調査における家計資産は、金融資産及び実物資産を対象としている（定義等については、下記の四角囲みのおり。）。

統計表は「総資産」と「純資産」の2種類を作成しており、金融資産及び実物資産について価額評価したものを家計資産額として公表している。このうち「純資産」は、実物資産の住宅資産及び耐久消費財資産の減価償却を考慮している。実物資産を金額換算する方法については、「家計の実物資産の価額評価方法」（20～21ページ）を参照されたい。

なお、本文は全て「純資産」の結果数値を用いている。

◇ 金融資産

金融資産とは、貯蓄現在高から負債現在高を減じたものをいう。貯蓄現在高及び負債現在高の詳細い説明については、「貯蓄・負債の範囲と内容」（15～16ページ）を参照されたい。

◇ 実物資産

○ 住宅資産：現住居及び現住居以外で家計用に所有している住宅。

○ 宅地資産：現居住地（借地を含む。）及び現居住地以外で家計用に所有している宅地。

なお、宅地とは登記簿上の宅地及び住宅を建てるために所有している土地をいう。

○ 耐久消費財等資産

・ 耐久消費財：住宅の設備、家具、電気製品、自動車、自動二輪車など。

耐久消費財の詳細い説明については、「主要耐久消費財の範囲と内容」（17～19ページ）を参照されたい。

・ 会員権：ゴルフ、スポーツ・レジャークラブ、リゾートクラブなどの会員権で購入価格が5万円以上のもの。

※ 本文及び図表中における資産額は、公表数値（表章単位「千円」）を「万円」単位に四捨五入して表章しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。また、本文及び図表中における構成比・増減率などは、公表数値から計算している。

結果の概況

I 二人以上の世帯

1 概況

1世帯当たりの家計資産は3491万円、前回（平成21年）と比べて97万円（-2.7%）の減少。家計資産の種類別にみると、「金融資産」及び「耐久消費財等資産」が増加し、「宅地資産」及び「住宅資産」が減少

平成26年11月末日現在の二人以上の世帯の家計資産は、1世帯当たり3491万円となった。これを家計資産の種類別にみると、「宅地資産」が1832万円（家計資産に占める割合52.5%）と最も多く、次いで「金融資産（貯蓄-負債）」が1039万円（同29.8%）、「住宅資産」が492万円（同14.1%）、「耐久消費財等資産」が128万円（同3.7%）となっている。

平成21年と比較すると、家計資産は97万円（-2.7%）の減少となっている。家計資産の種類別にみると、「金融資産」（+9.7%）及び「耐久消費財等資産」（+0.8%）は増加となっているが、「宅地資産」（-8.0%）及び「住宅資産」（-5.9%）は減少となっている（図I-1、表I-1）。

図 I - 1 家計資産の種類別1世帯当たり家計資産（二人以上の世帯）

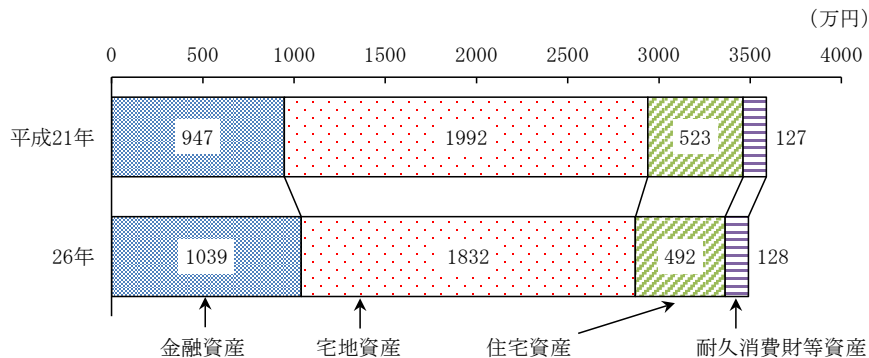


表 I - 1 1世帯当たり家計資産の内訳（二人以上の世帯）

項目	平成21年		26年		増減率 (%)	上昇・低下幅 (ポイント)
	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)		
世帯主の平均年齢 (歳)	55.4	-	57.3	-	* (1.9)	-
平均世帯人員 (人)	3.10	-	3.03	-	* (-0.07)	-
宅地保有率 (%)	78.2	-	80.2	-	** (2.0)	-
住宅保有率 (%)	81.8	-	83.7	-	** (1.9)	-
家計資産 (万円)	3588	100.0	3491	100.0	-2.7	-
金融資産 (貯蓄-負債)	947	26.4	1039	29.8	9.7	3.4
貯蓄現在高	1473	41.1	1565	44.8	6.2	3.7
負債現在高	-526	-14.7	-526	-15.1	0.0	-0.4
実物資産	2641	73.6	2452	70.2	-7.2	-3.4
住宅・宅地資産	2514	70.1	2324	66.6	-7.6	-3.5
宅地資産	1992	55.5	1832	52.5	-8.0	-3.0
住宅資産	523	14.6	492	14.1	-5.9	-0.5
現住居・現居住地	2022	56.4	1939	55.5	-4.1	-0.9
宅地資産	1598	44.5	1527	43.7	-4.4	-0.8
住宅資産	424	11.8	412	11.8	-2.8	0.0
現住居以外・現居住地以外	492	13.7	385	11.0	-21.7	-2.7
宅地資産	394	11.0	305	8.7	-22.6	-2.3
住宅資産	98	2.7	80	2.3	-18.4	-0.4
耐久消費財等資産	127	3.5	128	3.7	0.8	0.2
耐久消費財	117	3.3	117	3.4	0.0	0.1
会員権	10	0.3	12	0.3	20.0	0.0

注 *は平成21年との差, **は平成21年とのポイント差

2 世帯分布

6割以上の世帯で、家計資産額が平均を下回っている

二人以上の世帯について、家計資産額階級別（標準級間隔 500 万円）の世帯分布をみると、1 世帯当たり家計資産は平均値 3491 万円、中央値 2238 万円となっており、平均値を下回る世帯が全体の 6 割以上を占め、資産額の低い階級に偏った分布となっている（図 I - 2）。

また、家計資産額階級別に、世帯主の年齢階級をみると、家計資産額階級が高くなるに従って、世帯主の年齢階級が高い世帯が多くなっている（図 I - 3）。

図 I - 2 家計資産額階級別世帯分布（二人以上の世帯）

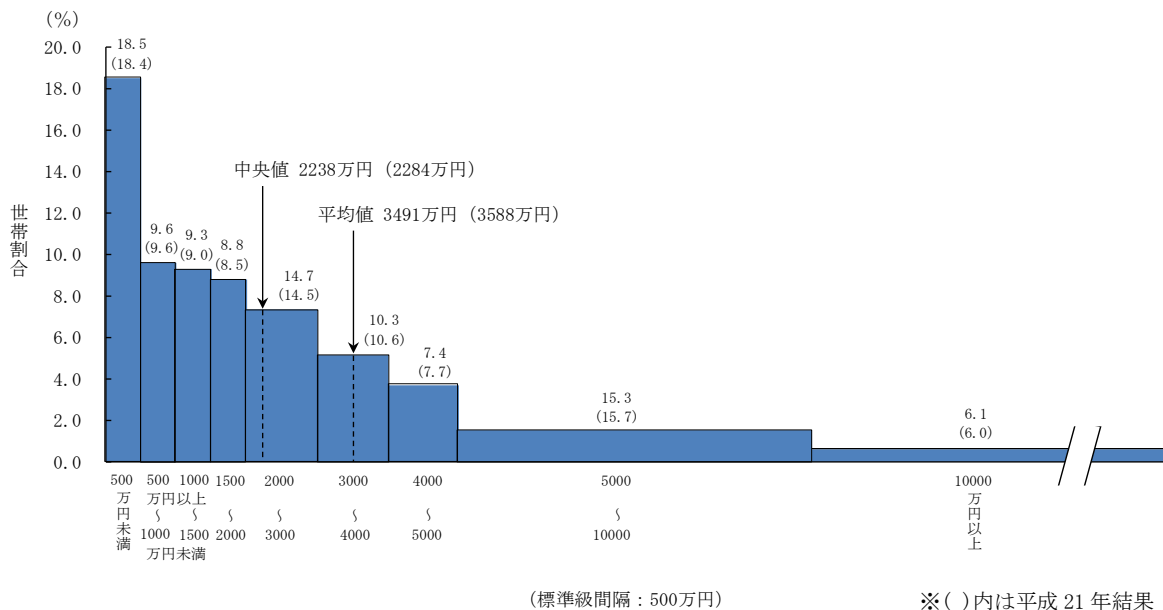
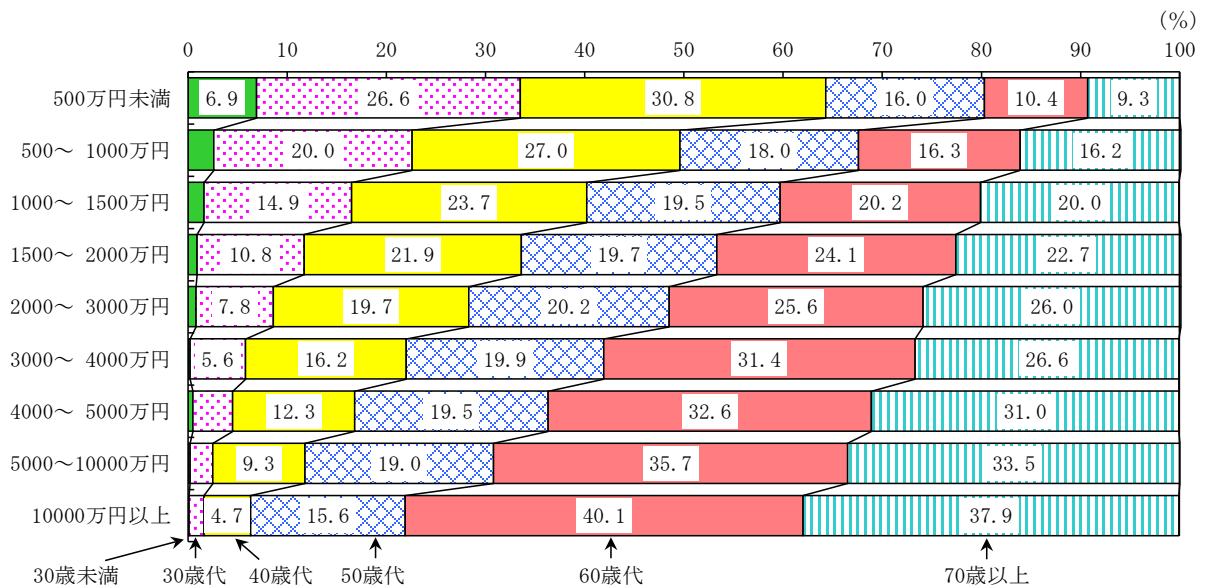
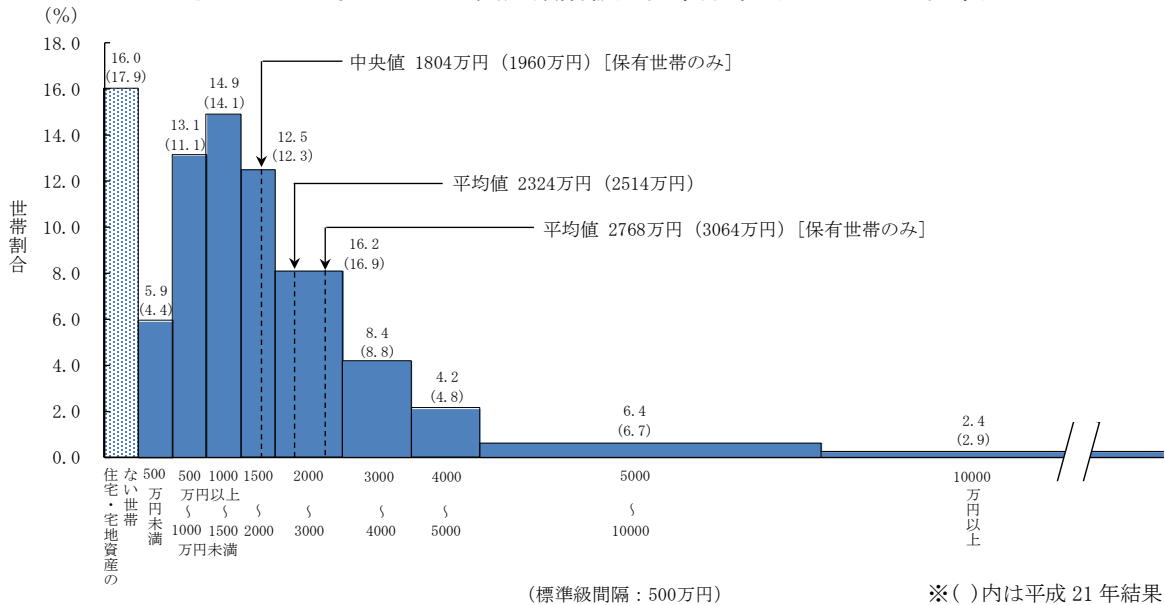


図 I - 3 家計資産額階級別の世帯主の年齢階級の内訳（二人以上の世帯）



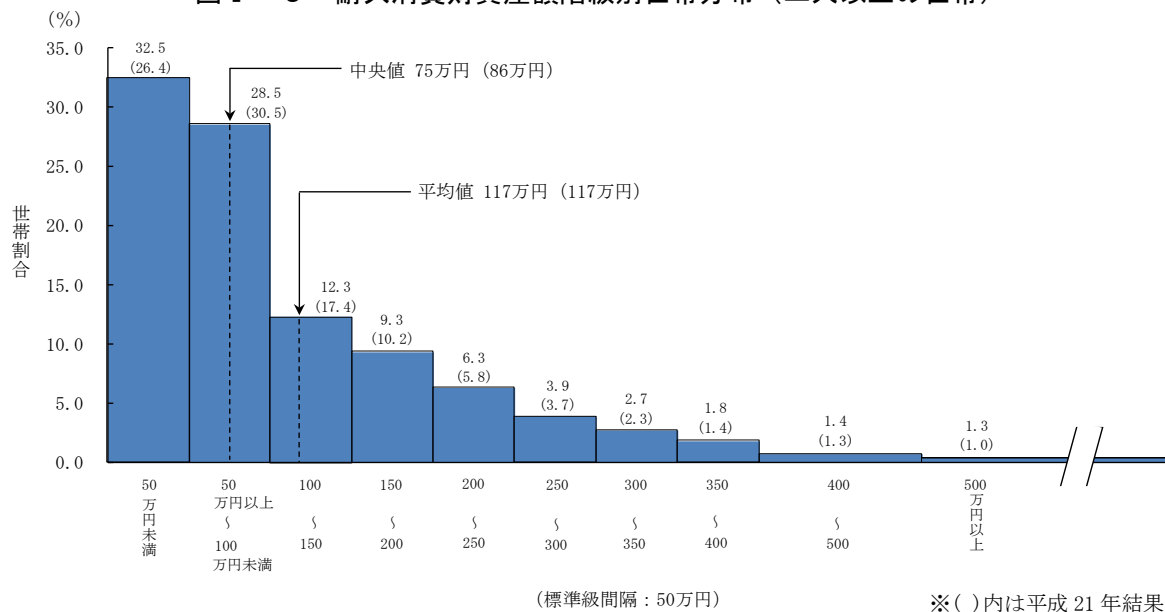
二人以上の世帯について、住宅・宅地資産額階級別（標準級間隔 500 万円）の世帯分布をみると、1 世帯当たり住宅・宅地資産は平均値 2324 万円となっており、平均値を下回る世帯が全体の 6 割以上（住宅・宅地資産を保有していない世帯を含む）を占め、資産額の低い階級に偏った分布となっている。住宅・宅地資産を保有している世帯のみでみると、平均値は 2768 万円、中央値は 1804 万円となっている（図 I - 4）。

図 I - 4 住宅・宅地資産額階級別世帯分布（二人以上の世帯）



二人以上の世帯について、耐久消費財資産額階級別（標準級階級 50 万円）の世帯分布をみると、1 世帯当たり耐久消費財資産は平均値 117 万円、中央値 75 万円となっており、平均値を下回る世帯が全体の 6 割以上を占め、資産額の低い階級に偏った分布となっている（図 I - 5）。

図 I - 5 耐久消費財資産額階級別世帯分布（二人以上の世帯）



II 世帯属性

1 世帯主の年齢階級

家計資産額が最も多いのは、世帯主が60歳代の世帯

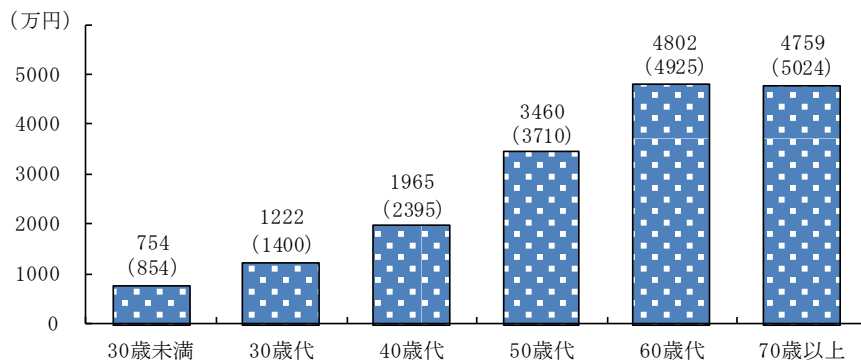
二人以上の世帯の1世帯当たり家計資産を世帯主の年齢階級別にみると、30歳未満が754万円、30歳代が1222万円、40歳代が1965万円、50歳代が3460万円、60歳代が4802万円、70歳以上が4759万円となっている。

家計資産の種類別にみると、「貯蓄現在高」は30歳未満から60歳代までは年齢階級が高くなるに従って多くなっているが、「負債現在高」は30歳代から70歳以上までは年齢階級が高くなるに従って少なくなっている。また、30歳未満から40歳代までは負債現在高が貯蓄現在高を上回っている。

次に、「宅地資産」は年齢階級が高くなるに従って多くなっている。一方、「住宅資産」は30歳代が最も多く、年齢階級が高くなるに従って少なくなっている。

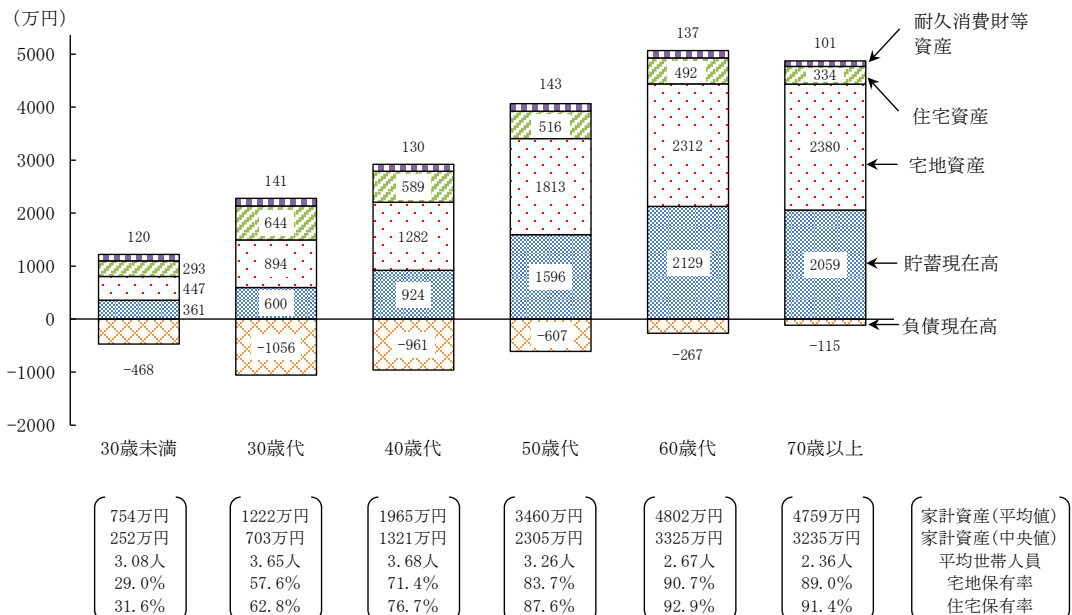
なお、「耐久消費財等資産」は年齢階級の違いによる差は少なくなっている（図II-1、図II-2）。

図II-1 世帯主の年齢階級別1世帯当たり家計資産（二人以上の世帯）



※()内は平成21年結果

図II-2 世帯主の年齢階級別1世帯当たり家計資産の内訳（二人以上の世帯）



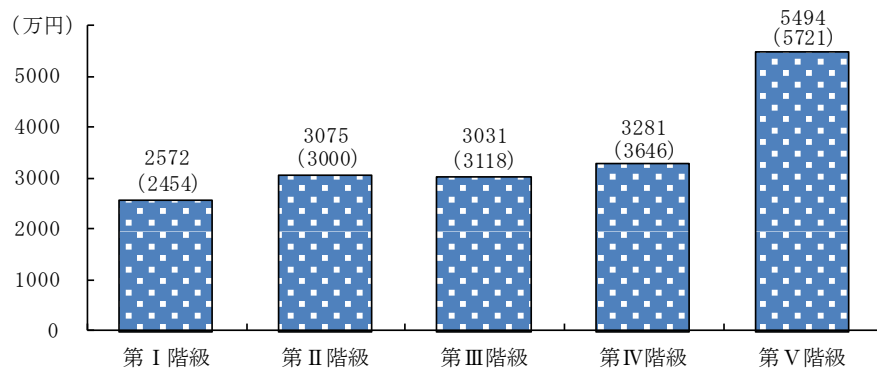
2 年間収入五分位階級

第Ⅴ階級の家計資産額は第Ⅰ階級の約2.1倍となっており、前回（約2.3倍）と比べて縮小

二人以上の世帯の1世帯当たり家計資産を年間収入五分位階級別にみると、第Ⅰ階級が2572万円、第Ⅱ階級が3075万円、第Ⅲ階級が3031万円、第Ⅳ階級が3281万円、第Ⅴ階級が5494万円となっており、第Ⅴ階級の家計資産額は第Ⅰ階級の約2.1倍となっている。

家計資産の種類別にみると、各種類とも年間収入階級が高くなるに従って多くなっており、全ての階級で貯蓄現在高が負債現在高を上回っている（図Ⅱ-3、図Ⅱ-4）。

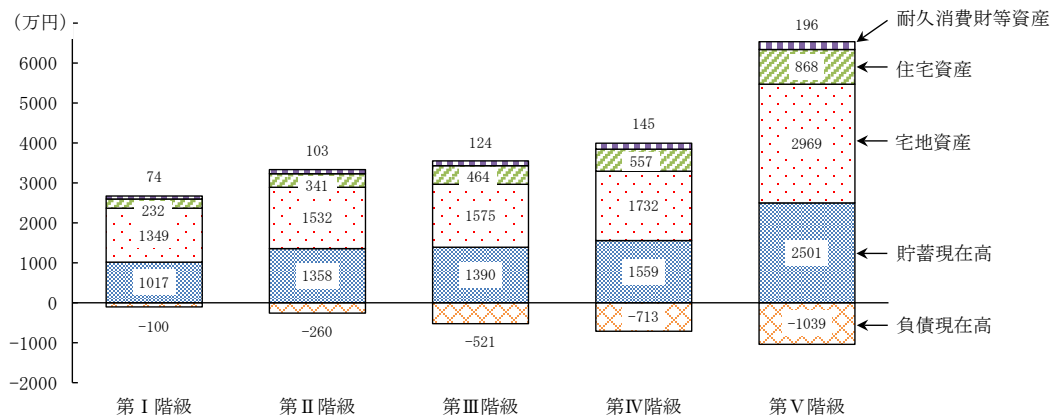
図Ⅱ-3 年間収入五分位階級別1世帯当たり家計資産（二人以上の世帯）



※()内は平成21年結果

第Ⅰ階級：～334万円，第Ⅱ階級：334～468万円，第Ⅲ階級：468～630万円，
第Ⅳ階級：630～873万円，第Ⅴ階級：873万円～

図Ⅱ-4 年間収入五分位階級別1世帯当たり家計資産の内訳（二人以上の世帯）



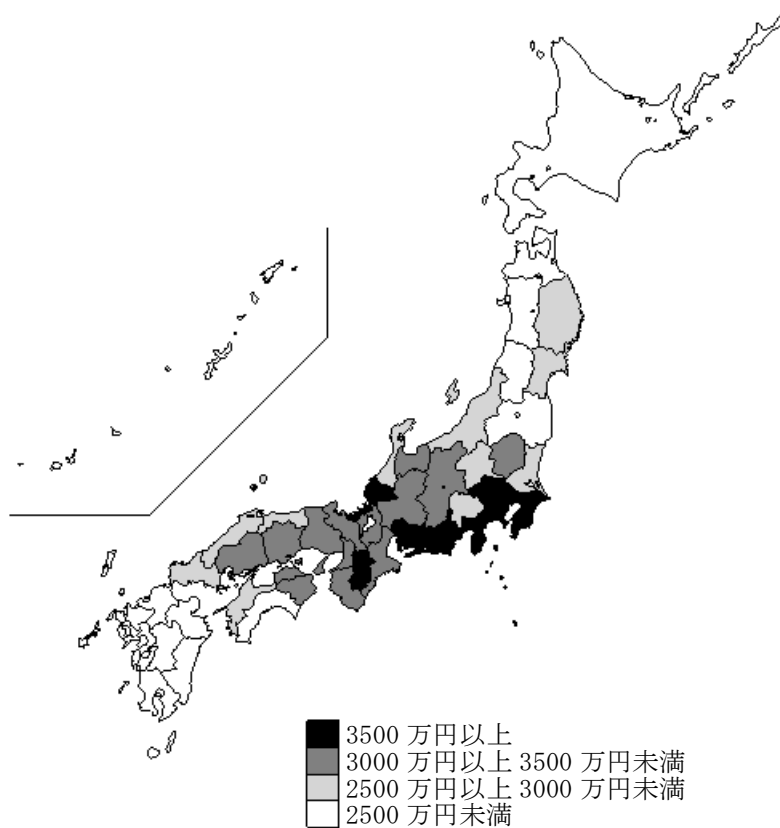
2572万円	3075万円	3031万円	3281万円	5494万円	家計資産(平均値) 世帯主の平均年齢 平均世帯人員 宅地保有率 住宅保有率
64.6歳	60.6歳	54.4歳	52.5歳	54.4歳	
2.45人	2.73人	3.11人	3.34人	3.52人	
74.6%	78.8%	78.7%	81.7%	87.2%	
77.2%	81.4%	82.7%	85.7%	91.5%	

3 都道府県

家計資産額が多いのは、東京都や神奈川県

二人以上の世帯の1世帯当たり家計資産を都道府県別にみると、東京都が6058万円と最も多く、次いで神奈川県、愛知県、埼玉県などとなっており、いずれも、家計資産に占める宅地資産の割合が高くなっている（図Ⅱ-5、表Ⅱ-1）。

図Ⅱ-5 都道府県別1世帯当たり家計資産（二人以上の世帯）



順位	都道府県	家計資産 (万円)	地域差※
1	東京都	6058	173.5
2	神奈川県	4518	129.4
3	愛知県	4488	128.6
4	埼玉県	3813	109.2
5	奈良県	3713	106.4
6	福井県	3707	106.2
7	静岡県	3637	104.2
8	千葉県	3512	100.6
9	滋賀県	3453	98.9
10	富山県	3449	98.8

※ 全国平均（3491万円）=100として換算

表Ⅱ－１ 都道府県別１世帯当たり家計資産の内訳（二人以上の世帯）

	資産額（万円）					構成比（％）				
	家計資産	金融資産	宅地資産	住宅資産	耐久消費財等資産	家計資産	金融資産	宅地資産	住宅資産	耐久消費財等資産
全 国	3491	1039	1832	492	128	100.0	29.8	52.5	14.1	3.7
北 海 道	1965	758	718	390	100	100.0	38.6	36.5	19.8	5.1
青 森 県	1728	475	769	382	103	100.0	27.5	44.5	22.1	6.0
岩 手 県	2559	839	1192	414	115	100.0	32.8	46.6	16.2	4.5
宮 城 県	2512	710	1223	456	123	100.0	28.3	48.7	18.2	4.9
秋 田 県	1803	639	736	317	112	100.0	35.4	40.8	17.6	6.2
山 形 県	2412	792	1082	410	128	100.0	32.8	44.9	17.0	5.3
福 島 県	2352	785	1017	424	126	100.0	33.4	43.2	18.0	5.4
茨 城 県	2933	1067	1238	486	142	100.0	36.4	42.2	16.6	4.8
栃 木 県	3207	982	1555	528	143	100.0	30.6	48.5	16.5	4.5
群 馬 県	2750	833	1312	457	148	100.0	30.3	47.7	16.6	5.4
埼 玉 県	3813	1036	2095	555	127	100.0	27.2	54.9	14.6	3.3
千 葉 県	3512	1194	1694	502	122	100.0	34.0	48.2	14.3	3.5
東 京 都	6058	1195	4089	642	133	100.0	19.7	67.5	10.6	2.2
神 奈 川 県	4518	1198	2681	509	129	100.0	26.5	59.3	11.3	2.9
新 潟 県	2741	987	1167	458	129	100.0	36.0	42.6	16.7	4.7
富 山 県	3449	1351	1480	481	138	100.0	39.2	42.9	13.9	4.0
石 川 県	2906	1180	1149	443	133	100.0	40.6	39.5	15.2	4.6
福 井 県	3707	1379	1603	565	159	100.0	37.2	43.2	15.2	4.3
山 梨 県	2893	918	1349	493	133	100.0	31.7	46.6	17.0	4.6
長 野 県	3193	1143	1414	496	141	100.0	35.8	44.3	15.5	4.4
岐 阜 県	3360	1225	1395	577	162	100.0	36.5	41.5	17.2	4.8
静 岡 県	3637	1020	1887	592	138	100.0	28.0	51.9	16.3	3.8
愛 知 県	4488	1281	2401	643	163	100.0	28.5	53.5	14.3	3.6
三 重 県	3237	1249	1312	531	145	100.0	38.6	40.5	16.4	4.5
滋 賀 県	3453	1082	1585	628	158	100.0	31.3	45.9	18.2	4.6
京 都 府	3266	944	1870	331	121	100.0	28.9	57.3	10.1	3.7
大 阪 府	3434	952	1882	480	120	100.0	27.7	54.8	14.0	3.5
兵 庫 県	3326	1185	1592	426	123	100.0	35.6	47.9	12.8	3.7
奈 良 県	3713	1353	1785	434	141	100.0	36.4	48.1	11.7	3.8
和 歌 山 県	3180	1343	1188	514	136	100.0	42.2	37.4	16.2	4.3
鳥 取 県	2607	1101	957	431	119	100.0	42.2	36.7	16.5	4.6
島 根 県	2901	1382	1052	346	122	100.0	47.6	36.3	11.9	4.2
岡 山 県	3321	1229	1473	485	134	100.0	37.0	44.4	14.6	4.0
広 島 県	3195	1254	1345	471	125	100.0	39.2	42.1	14.7	3.9
山 口 県	2767	1293	962	386	127	100.0	46.7	34.8	14.0	4.6
徳 島 県	3032	1138	1297	469	129	100.0	37.5	42.8	15.5	4.3
香 川 県	3233	1477	1219	406	130	100.0	45.7	37.7	12.6	4.0
愛 媛 県	2588	817	1225	435	111	100.0	31.6	47.3	16.8	4.3
高 知 県	2442	895	995	445	107	100.0	36.7	40.7	18.2	4.4
福 岡 県	2367	821	1067	361	119	100.0	34.7	45.1	15.3	5.0
佐 賀 県	2378	892	945	414	128	100.0	37.5	39.7	17.4	5.4
長 崎 県	1949	745	811	300	94	100.0	38.2	41.6	15.4	4.8
熊 本 県	2366	716	1113	415	122	100.0	30.3	47.0	17.5	5.2
大 分 県	2357	739	1116	388	113	100.0	31.4	47.3	16.5	4.8
宮 崎 県	1959	636	905	309	109	100.0	32.5	46.2	15.8	5.6
鹿 児 島 県	1877	428	972	363	114	100.0	22.8	51.8	19.3	6.1
沖 縄 県	2022	106	1301	542	73	100.0	5.2	64.3	26.8	3.6

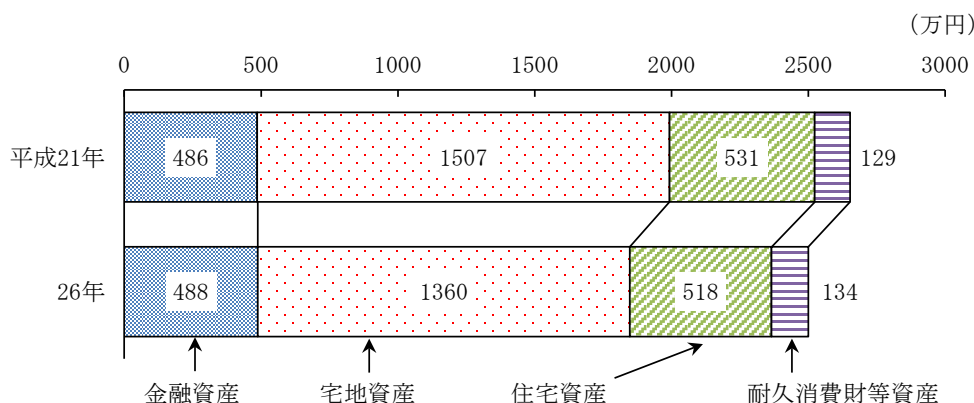
Ⅲ 二人以上の世帯のうち勤労者世帯

1世帯当たりの家計資産は2500万円、前回(平成21年)と比べて153万円(−5.8%)の減少。家計資産の種類別にみると、「耐久消費財等資産」及び「金融資産」が増加し、「宅地資産」及び「住宅資産」が減少

平成26年11月末日現在の二人以上の世帯のうち勤労者世帯の家計資産は、1世帯当たり2500万円となった。これを家計資産の種類別にみると、「宅地資産」が1360万円(家計資産に占める割合54.4%)と最も多く、次いで「住宅資産」が518万円(同20.7%)、「金融資産(貯蓄−負債)」が488万円(同19.5%)、「耐久消費財等資産」が134万円(同5.4%)となっている。

平成21年と比較すると、家計資産は153万円(−5.8%)の減少となっている。家計資産の種類別にみると、「耐久消費財等資産」(+3.9%)及び「金融資産」(+0.4%)は増加となっているが、「宅地資産」(−9.8%)及び「住宅資産」(−2.4%)は減少となっている(図Ⅲ-1、表Ⅲ-1)。

図Ⅲ-1 家計資産の種類別1世帯当たり家計資産(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)



表Ⅲ-1 1世帯当たり家計資産の内訳(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)

項目	平成21年		26年		増減率(%)	上昇・低下幅(ポイント)
	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)		
世帯主の平均年齢(歳)	47.6	-	48.9	-	* (1.3)	-
平均世帯人員(人)	3.38	-	3.33	-	* (-0.05)	-
宅地保有率(%)	72.1	-	73.5	-	** (1.4)	-
住宅保有率(%)	75.7	-	77.7	-	** (2.0)	-
家計資産(万円)	2653	100.0	2500	100.0	-5.8	-
金融資産(貯蓄−負債)	486	18.3	488	19.5	0.4	1.2
貯蓄現在高	1146	43.2	1181	47.2	3.1	4.0
負債現在高	-661	-24.9	-693	-27.7	4.8	-2.8
実物資産	2168	81.7	2012	80.5	-7.2	-1.2
住宅・宅地資産	2039	76.9	1878	75.1	-7.9	-1.8
宅地資産	1507	56.8	1360	54.4	-9.8	-2.4
住宅資産	531	20.0	518	20.7	-2.4	0.7
現住居・現居住地	1767	66.6	1688	67.5	-4.5	0.9
宅地資産	1280	48.2	1206	48.2	-5.8	0.0
住宅資産	488	18.4	482	19.3	-1.2	0.9
現住居以外・現居住地以外	271	10.2	190	7.6	-29.9	-2.6
宅地資産	228	8.6	154	6.2	-32.5	-2.4
住宅資産	44	1.7	36	1.4	-18.2	-0.3
耐久消費財等資産	129	4.9	134	5.4	3.9	0.5
耐久消費財	125	4.7	129	5.2	3.2	0.5
会員権	4	0.2	5	0.2	25.0	0.0

注 *は平成21年との差, **は平成21年とのポイント差

IV 単身世帯

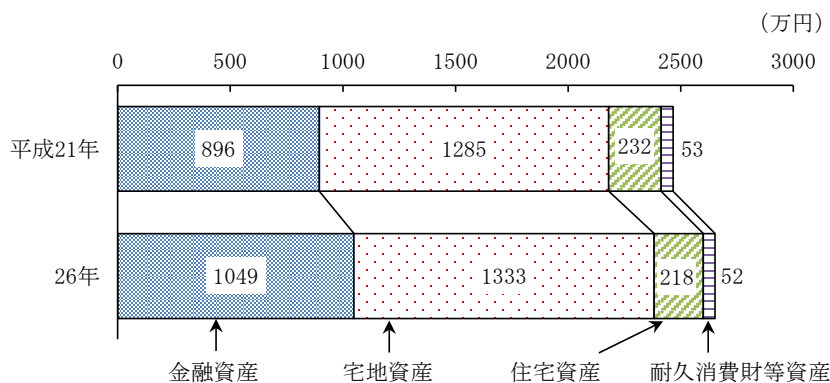
1 概況

1世帯当たりの家計資産は2652万円、前回(平成21年)と比べて187万円(+7.6%)の増加。家計資産の種類別にみると、「金融資産」及び「宅地資産」が増加し、「住宅資産」及び「耐久消費財等資産」が減少

単身世帯の家計資産は、1世帯当たり2652万円となった。これを家計資産の種類別にみると、「宅地資産」が1333万円(家計資産に占める割合50.3%)と最も多く、次いで「金融資産(貯蓄-負債)」が1049万円(同39.6%)、「住宅資産」が218万円(同8.2%)、「耐久消費財等資産」が52万円(同2.0%)となっている。

平成21年と比較すると、家計資産は187万円(+7.6%)の増加となっている。家計資産の種類別にみると、「金融資産」(+17.1%)及び「宅地資産」(+3.7%)は増加となっているが、「住宅資産」(-6.0%)及び「耐久消費財等資産」(-1.9%)は減少となっている(図IV-1、表IV-1)。

図IV-1 家計資産の種類別1世帯当たり家計資産(単身世帯)



表IV-1 1世帯当たり家計資産の内訳(単身世帯)

	平成21年		26年		増減率 (%)	上昇・低下幅 (ポイント)
	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)		
平均年齢(歳)	55.8	-	58.4	-	* (2.6)	-
宅地保有率(%)	50.8	-	57.2	-	** (6.4)	-
住宅保有率(%)	55.2	-	63.0	-	** (7.8)	-
家計資産(万円)	2465	100.0	2652	100.0	7.6	-
金融資産(貯蓄-負債)	896	36.3	1049	39.6	17.1	3.3
貯蓄現在高	1039	42.2	1177	44.4	13.3	2.2
負債現在高	-143	-5.8	-127	-4.8	-11.2	1.0
実物資産	1570	63.7	1603	60.4	2.1	-3.3
住宅・宅地資産	1517	61.5	1551	58.5	2.2	-3.0
宅地資産	1285	52.1	1333	50.3	3.7	-1.8
住宅資産	232	9.4	218	8.2	-6.0	-1.2
現住居・現居住地	1246	50.5	1268	47.8	1.8	-2.7
宅地資産	1083	43.9	1078	40.6	-0.5	-3.3
住宅資産	163	6.6	190	7.2	16.6	0.6
現住居以外・現居住地以外	271	11.0	283	10.7	4.4	-0.3
宅地資産	202	8.2	255	9.6	26.2	1.4
住宅資産	69	2.8	27	1.0	-60.9	-1.8
耐久消費財等資産	53	2.2	52	2.0	-1.9	-0.2
耐久消費財	48	1.9	50	1.9	4.2	0.0
会員権	5	0.2	2	0.1	-60.0	-0.1

注 *は平成21年との差, **は平成21年とのポイント差

2 男女、年齢階級

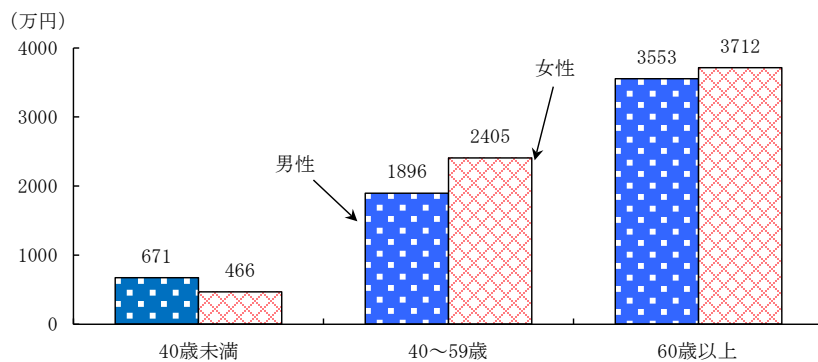
60歳以上では、女性の方が男性より家計資産額が多い

単身世帯の1世帯当たり家計資産を男女、年齢階級別にみると、男女共に年齢階級が高くなるに従って家計資産が多くなっている。特に、「宅地資産」は年齢階級が高くなるに従って多くなっている。

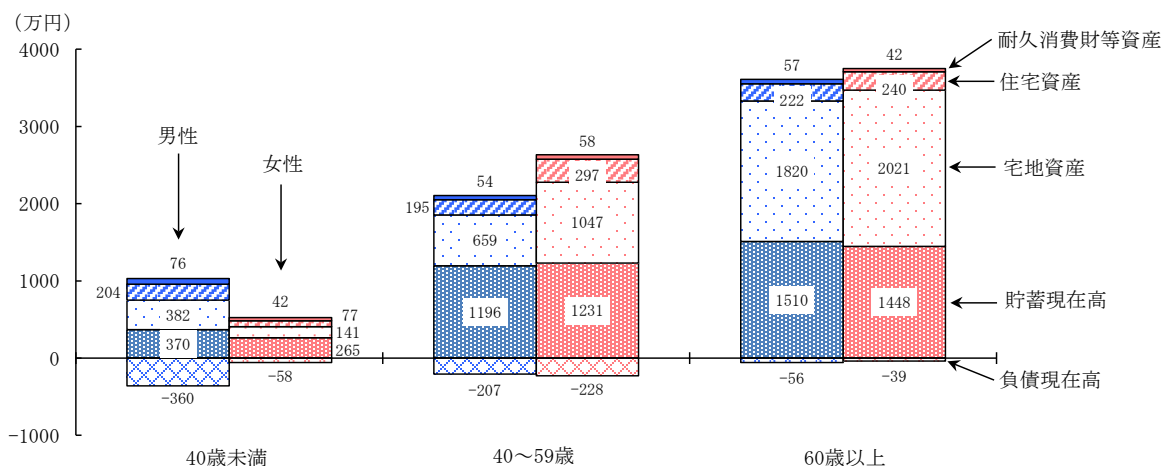
年齢階級別に男女の家計資産を比べてみると、40歳未満では男性の方が女性より多くなっている。一方、40～59歳及び60歳以上では、女性の方が男性より多くなっている。

60歳以上について家計資産の内訳をみると、女性は男性より「宅地資産」及び「住宅資産」が多く、男性は女性より「貯蓄現在高」、「負債現在高」及び「耐久消費財等資産」が多くなっている（図IV-2、図IV-3）。

図IV-2 男女、年齢階級別1世帯当たり家計資産（単身世帯）



図IV-3 男女、年齢階級別1世帯当たり家計資産の内訳（単身世帯）



671万円	466万円	1896万円	2405万円	3553万円	3712万円	家計資産(平均値) 平均年齢 宅地保有率 住宅保有率
29.1歳	28.8歳	50.0歳	51.6歳	72.0歳	73.0歳	
19.0%	11.9%	43.5%	59.9%	72.0%	77.2%	
25.8%	14.5%	51.8%	68.1%	77.8%	81.7%	

全国消費実態調査の概要

1 調査の目的

全国消費実態調査は、国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的として、昭和34年（1959年）の第1回調査以来5年ごとに実施しており、今回は12回目の調査である。

2 調査の期間

調査は、平成26年9月、10月及び11月の3か月間について実施した。

ただし、単身世帯については、10月及び11月の2か月間とした。

3 調査の対象

全国の全ての世帯のうち、総務大臣の定める方法により選定された二人以上の世帯と単身世帯（学生、社会施設の入所者、病院の入院者等は除く。）を対象として調査した。

4 調査市町村

市については平成26年1月1日現在の全ての市（791市。東京都区部は1市とみなす。）を調査市とし、町村については平成26年1月1日現在の929町村から212町村を選定した。

5 調査対象の選定

調査対象は、調査市町村の中から合計4,696調査単位区（1調査単位区は平成22年国勢調査の近接する2調査区）を選定し、二人以上の世帯は各調査単位区の中から11世帯を系統抽出し、全国で51,656世帯を、単身世帯は全調査単位区の中から合計4,696世帯を調査した。

6 調査事項及び調査期日

調査票の種類	調査事項	調査期日	
		二人以上の世帯	単身世帯
家計簿A	収入（勤労者世帯と無職世帯のみ） 支出	9月、10月の2か月間	10月の1か月間
家計簿B	収入（勤労者世帯と無職世帯のみ） 支出 購入地域 購入先	11月の1か月間	11月の1か月間
世帯票	世帯、世帯員及び住宅・宅地に関する事項	9月1日現在	10月1日現在
耐久財等調査票	主要耐久消費財（約30品目）に関する事項	10月末日	
年収・貯蓄等調査票	年間収入、貯蓄現在高、借入金残高などに関する事項	11月末日	11月末日

7 公表済みの結果

- ・主要耐久消費財に関する結果　：平成27年7月31日
- ・単身世帯の家計収支及び貯蓄・負債に関する結果　：平成27年9月30日
- ・二人以上の世帯の家計収支及び貯蓄・負債に関する結果　：平成27年12月16日

用語の解説

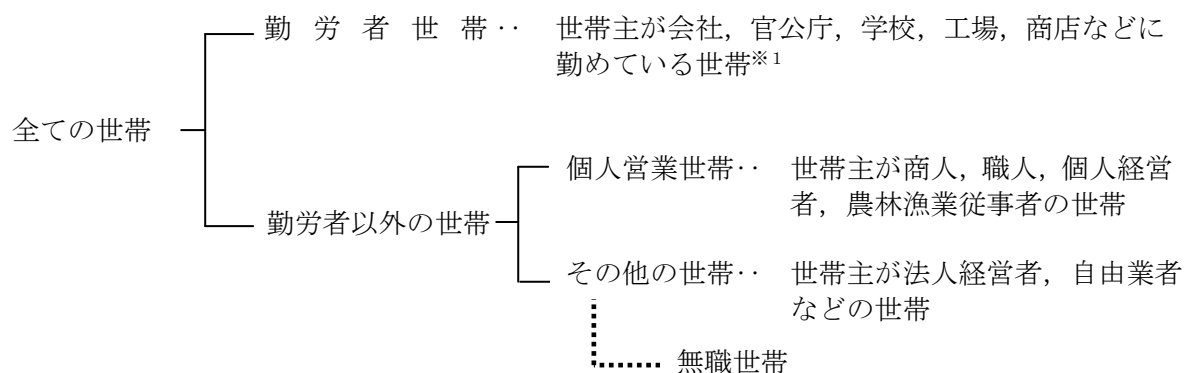
1 集計世帯数, 世帯数分布 (抽出率調整), 1万分比, 10万分比

集計世帯数とは、実際に集計に用いた世帯数のことをいい、世帯数分布 (抽出率調整) とは、調査市町村ごとに抽出率が異なるので、抽出率の逆数に比例した調整係数及び世帯分布補正係数 (労働力調査の結果に基づき、調査世帯の属性分布の偏りを補正する係数) を集計世帯数に乗じて算出した世帯数のことをいう。

1万分比とは、世帯数分布 (抽出率調整) の合計を10,000、10万分比とは、世帯数分布 (抽出率調整) の合計を100,000とした世帯数の分布をいう。

なお、統計表のうち分析表は、世帯区分を単位として、世帯数分布 (抽出率調整) を10万分比で表している。

2 世帯の区分



※1 世帯主が社長, 取締役, 理事など会社団体の役員である世帯は、「勤労者以外の世帯」とする。

3 宅地保有率, 住宅保有率, 持ち家率

宅地保有率は、現居住地 (借地を含まない。) 又は現居住地以外の宅地を所有している世帯の割合をいう。住宅保有率は、現住居又は現住居以外の住宅を所有している世帯の割合をいう。持ち家率は、現住居の住宅を所有している世帯の割合をいう。

4 増減率, 上昇・低下幅

特に年次の表示がない限り、平成21年から26年までの増減率, 上昇・低下幅である。また、各調査年の結果をそのまま用いて算出した名目増減率である。

5 年間収入五分位階級

年間収入五分位階級とは、年間収入十分位階級*2の第I階級と第II階級, 第III階級と第IV階級というように階級を二つずつまとめて1階級としたもので、収入の低い方から順に第I, 第II, …, 第V五分位階級という。

※2 年間収入十分位階級とは、世帯を収入の低い方から高い方へ順に並べ10等分した十のグループのことで、収入の低い方から順に第I, 第II, 第III, …, 第X十分位階級という。

6 特定世帯

- (1) 夫婦共働き世帯－勤労者世帯のうち、世帯主とその配偶者が就業している世帯。ただし、農林漁業収入のある世帯は除いている。
- (2) 住宅ローンのある世帯、住宅ローンのない世帯－平成26年11月末日現在で1万円以上の住宅・土地のための借入金残高のある世帯と、持ち家世帯で住宅・土地のための借入金残高のない（1万円未満）世帯

7 可処分所得

「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことである。

8 平均消費性向

可処分所得に対する消費支出の割合をいう。

9 金融資産純増率

可処分所得に対する金融資産純増〔(預貯金－預貯金引出)＋(保険料－保険金)＋(有価証券購入－有価証券売却)〕の割合をいう。

10 貯蓄純増（平均貯蓄率）

可処分所得に対する貯蓄純増〔(預貯金－預貯金引出)＋(保険料－保険金)〕の割合をいう。

11 貯蓄・負債保有率

各貯蓄項目又は各負債項目を保有している世帯の割合をいう。

12 地域区分

(1) 都市階級

都市階級は、平成22年国勢調査の結果に基づいて次のように区分した。

大 都 市－政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）及び東京都区部

中 都 市－人口15万以上100万未満の市（大都市を除く。）

小 都 市 A－人口5万以上15万未満の市

小都市B・町村－人口5万未満の市・町村

(2) 地方区分

北海道地方－北海道

東 北 地 方－青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関 東 地 方－茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北 陸 地 方－新潟県、富山県、石川県、福井県

東海地方－岐阜県，静岡県，愛知県，三重県
近畿地方－滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県
中国地方－鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県
四国地方－徳島県，香川県，愛媛県，高知県
九州地方－福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県
沖縄地方－沖縄県

(3) 県内経済圏^{※3}

日常生活や経済活動がつながって行われている地域について，都道府県ごとに幾つかの市区町村をまとめて一つの経済圏としている。都道府県によって，県内経済圏の数は異なる。

※3 県内経済圏の詳細は，次のURLに掲載している。

<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hyohon73.pdf>

貯蓄・負債の範囲と内容

1 調査の範囲と内容

- 貯蓄現在高とは、郵便貯金銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構（旧日本郵政公社）、銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。
- 貯蓄現在高は、生命保険及び積立型損害保険については加入してからの掛金の払込総額により、また、株式及び投資信託については時価により、債券及び貸付信託・金銭信託については額面による。

なお、平成元年調査から貯蓄に積立型損害保険を、6年調査から金投資口座・金貯蓄口座を含めている。

- 負債現在高とは、郵便貯金銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、銀行、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

貯蓄・負債としたもの	貯蓄・負債としないもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯主及びその家族の分 ● 個人営業のための分 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同居人及び使用人の分 ● 現金のまま保有しているいわゆるタンス預金 ● 知人等への貸金 ● 公的年金や企業年金の掛金 ● 手持ちの現金

2 貯蓄・負債の内容及び注意事項

項 目		内容及び注意事項	
貯	通貨性 預貯金	郵便貯金銀行	● 出し入れの自由な通常貯金
		普通銀行等	● 期間の定めがなく、出し入れ自由なもの ● 普通預金、当座預金、通知預金、納税準備預金など
蓄	定期性 預貯金	郵便貯金銀行	● 一定期間預け入れておくもの ● 定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金、教育積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金など
		普通銀行等	● 一定期間預け入れておくもの ● 定期預金、積立定期預金、定期積金など

項 目		内容及び注意事項	
貯 蓄 (続 き)	生命保険 など	生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険会社の普通養老保険，こども保険，個人年金保険など及び農業協同組合のこども共済，養老生命共済などの払込総額 ● 掛け捨ての保険は含めない
		損害保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災保険，傷害保険のうち，満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険，積立生活総合保険などの払込総額 ● 掛け捨ての保険は含めない
		簡易保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵便貯金・簡易生命保険管理機構で取り扱っている養老保険，終身年金保険，夫婦保険などの払込総額 ● 掛け捨ての保険は含めない
	有価証券	株式・株式 投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成26年11月末日現在の時価で見積もった額
		債券・公社債 投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ● 国債，地方債，政府保証債，金融債など ● 学校債，農地被買収者国庫債券は含めない
貸付信託・ 金銭信託		<ul style="list-style-type: none"> ● 信託銀行に信託して運用する貸付信託，金銭信託 	
その他（社内預金など）	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行の「金投資口座」，証券会社の「金貯蓄口座」など，金融機関で上記以外の貯蓄 ● 社内預金，勤め先の共済組合，互助会など金融機関外への預貯金など 		
負 債	住宅・土地のための負債	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅を購入，建築あるいは増改築したり，土地を購入するために借り入れた場合又は割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払残高 	
	住宅・土地以外の負債	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に必要な資金，個人事業に必要な開業資金，運転資金などを借り入れた場合の未払残高 	
	月賦・年賦	<ul style="list-style-type: none"> ● 乗用車や衣類などを月賦・年賦（分割払い）で購入した場合の未払残高 	

主要耐久消費財の範囲と内容

1 耐久消費財の範囲

耐久消費財に含めるもの	耐久消費財に含めないもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 家計用として使っているもの ● 別荘などにあるもの ● 中古で購入したもの及び他人からもらったもの ● 現品は手元にはないが、購入契約済みのもの ● ステレオ、家具などで手製のもの ● 他人に貸しているもの又は預けてあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業用のもの ● 家計用と事業用の共用で、主として事業用のもの ● 他人から借りているもの又は預かっているもの ● 故障、破損などのため、使用できないもの ● 使い古しで、今後使用する見込みがないもの ● 遊学中の子、単身赴任中の家族などが長期間持ち出しているもの

2 内容に注意を要する品目

品 名	内 容
システムキッチン	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋の大きさや使い勝手に応じて自由に組み合わせることができるキッチンセットのことで、流し台、ガス台（又は電磁調理器）、調理台の3点セット以上のもの
I Hクッキングヒーター	<ul style="list-style-type: none"> ・電気熱源のコンロで、磁力線の働きで鍋の底に電流を生じさせ、鍋を発熱させるもの ・ビルトイン型、据置型は問わない
洗髪洗面化粧台	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面台、鏡、照明、ミラーボックスなどが組み合わさっているもので、洗髪ができる洗面台のこと
温水洗浄便座	<ul style="list-style-type: none"> ・洗浄用の温水が出て、腰をかける部分が保温できる便座をいう ・乾燥、脱臭機能がついているものは含める ・便座を保温できないものは含めない
床暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の床下に熱源を設置し、足元から部屋を暖める暖房器具をいう ・熱源（電気ヒーター、温水、温風等）を問わない
太陽熱温水器	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱を利用して温水を作る設備をいう ・電気温水器、石油給湯器及びガス給湯器は含めない
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の屋根に太陽電池を設置し、太陽の光を利用して発電する自家発電システムをいう
高効率給湯器	<ul style="list-style-type: none"> ・熱効率を高めた給湯器をいう ・太陽熱温水器は含めない
家庭用コージェネレーションシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・1つのエネルギーから電気と熱の2つのエネルギーを取り出すシステムをいう
家庭用エネルギー管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・家電機器や給湯機器などを宅内ネットワークにより自動制御し、省エネルギーを促進させるシステムをいう
空気清浄機	<ul style="list-style-type: none"> ・空気中の花粉やハウスダスト等を取り除くもの ・脱臭、加湿等の機能が付いているものは含める ・空気清浄機能付きのルームエアコン、加湿器、除湿器は含めない

品名	内容
LED照明器具 (電球・蛍光灯を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・LED（発光ダイオード）を用いた照明器具 ・シーリングライトなど ・従来の白熱電球，蛍光灯用の照明器具にLED電球・LED蛍光灯を取り付けたものは含めない
ビデオレコーダー (DVD・ブルーレイを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・主としてテレビ放送をDVD，ブルーレイ，HDD，VHSなどに，録画・再生する機器のこと ・再生機能のみのも，録画機能があるパソコン，スマートフォン，携帯電話は含めない
ホームシアター (プロジェクター，スクリーン，スピーカーのセット)	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクター，スクリーン及びスピーカーがそろっていて，家庭で映画などを鑑賞するための映像・音響機器のこと ・壁等をスクリーンとして代用しているもの，ステレオと一体化しているスピーカーを用いているもの，プロジェクター機能がある携帯電話は含めない
ピアノ・電子ピアノ	<ul style="list-style-type: none"> ・グランドピアノ，電気ピアノ，アップライトピアノ，ハイブリッドピアノ，アコースティックピアノなど ・オルガン，エレクトーン，アコーディオン，キーボード，シンセサイザーは含めない
サイドボード ・リビングボード	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビやステレオセットなどを収納するため，居間(リビング)，客間などに置く棚のこと ・アルミラックは含めない
食器戸棚 (作り付けを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・茶だんす，和茶棚，ダイニングボードなど ・アルミラックは含めない
食堂セット (食卓と椅子のセット)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブルと椅子がセットになっているもの ・折りたたみテーブル，テラステーブル，アウトドアテーブルは含めない
冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵室と冷凍室を備えているもの ・冷蔵室又は冷凍室のみのも，ワインセラーは含めない
自動炊飯器 (遠赤釜・IH型)	<ul style="list-style-type: none"> ・遠赤釜とIH型のものに限る ・遠赤釜とは遠赤外線によって米を炊き上げる炊飯器のこと ・IH型とは磁力線によって内釜そのものが発熱する炊飯器のこと ・遠赤釜やIH型以外の炊飯器，ガス炊飯器は含めない
ホームベーカリー	<ul style="list-style-type: none"> ・小麦粉や米などを材料としてパンを焼く機器のこと ・電子レンジ，電子オーブン，ガスオーブン，炊飯器は含めない
電気掃除機	<ul style="list-style-type: none"> ・充電式のコードレス掃除機，自走式掃除ロボットは含める ・ハンディクリーナー，乾電池式の掃除機は含めない
パソコン (デスクトップ型)	<ul style="list-style-type: none"> ・タッチディスプレイ式デスクトップパソコンは含める ・家庭用ゲーム機は含めない
パソコン (ノート型(モバイル・ネットブックを含む))	<ul style="list-style-type: none"> ・折り畳んで持ち運ぶことができるパソコンのこと ・タッチディスプレイ式ノートパソコンは含める ・ノート型パソコンとタブレット端末の両方の機能があるもので，キーボードが取り外せないものは含める ・手のひらサイズのパームトップ型，PDA(携帯情報端末)，家庭用ゲーム機は含めない

品名	内容
タブレット端末	<ul style="list-style-type: none"> ・タッチディスプレイ式の携帯情報端末のこと ・ノート型パソコンとタブレット端末の両方の機能があるもので、キーボードが取り外せるものは含める ・基本機能として通話機能を備えているものは、スマートフォンに含める ・アプリケーション等の利用ができない電子書籍専用端末は含めない
スマートフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・基本機能として通話機能が備わっていて、インターネットの利用がパソコンと同様に行える携帯電話のこと ・キーボード付きのものは含める ・S k y p e や L I N E などのアプリケーションによる通話機能しかないものは含めない
携帯電話 (PHSを含み、スマートフォンを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・タッチディスプレイ式の携帯電話以外の、ボタンを押すことにより操作する携帯電話のこと
ビデオカメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・主として動画をDVD、ブルーレイ、HDD、VHSなどに撮影するための機器のこと ・ビデオ機能があるデジタルカメラ、スマートフォン、携帯電話は含めない
カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・主として静止画を撮影するための機器で、フィルム式カメラ又はデジタルカメラのこと ・一眼レフ、コンパクトカメラ、デジタルスチルカメラなど ・使い捨てカメラ、ポラロイドカメラ、カメラ機能があるスマートフォン、携帯電話、家庭用ゲーム機は含めない
ベッド・ソファベッド (作り付けを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・2段ベッドは1つとして数える ・ベビーベッド、マットレスは含めない
鏡台 (ドレッサー)	<ul style="list-style-type: none"> ・鏡が固定された天板及び引き出し等の収納部を有するもの ・姫鏡台などの小型のもの、収納部分がない姿見は含めない
カーナビゲーションシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ入力された経路情報とGPS衛星などを利用して、自動車の現在位置と進行方向を画面上の地図に表示する装置のこと ・ポータブルテレビ付カーナビゲーションシステムは含める ・GPSシステム機能があるパソコン、スマートフォン、携帯電話は含めない
電動アシスト自転車	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機（モーター）により、人力を補助する自転車のこと ・原動機付自転車及び自動二輪車、人力で動かす通常の自転車、人力を必要としない電動自転車は含めない

家計の実物資産の価額評価方法

住宅、宅地及び耐久消費財等を対象として、世帯ごとに総資産額及び純資産額を平成26年11月末日現在で推計した。また、この実物資産に金融資産（貯蓄現在高－負債現在高）を加えて家計資産総額とした。

1 住宅資産の評価方法

(1) 総資産額の評価方法

住宅の延べ床面積（㎡）×都道府県、住宅の構造別1㎡当たり建築単価

- ・住宅の構造：木造，防火木造，鉄骨・鉄筋コンクリート造，その他
- ・建築単価：国土交通省「建築着工統計調査」（平成26年）の居住専用住宅の工事費予定額及び床面積から算出

(2) 純資産額の評価方法

総資産額（上記(1)で計算）×住宅の構造，建築時期別残価率

- ・残価率＝ $(1 - \pi)^n$

π ：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定められた定率法による償却率

n ：建築時期からの経過年数

2 宅地資産の評価方法

(1) 現居住地の宅地の評価方法

現居住地の宅地の評価は、住居が「持ち家」の世帯について算出している。

所有地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価

借地：宅地の敷地面積（㎡）×1㎡当たりの宅地単価×借地権割合（0.5又は0.6）

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した各調査単位区の1㎡当たり評価額（「地価公示」又は「都道府県地価調査」から、各調査単位区に近い3地点を抽出し、距離の逆数により加重平均して評価額とした。）
- ・借地権割合：宅地が借地（地代を支払っている）の場合、住宅の構造が「木造，防火木造その他」については0.5，「鉄骨・鉄筋コンクリート造」については0.6を借地権割合とした。

(2) 現居住地以外の宅地の評価方法

宅地の敷地面積（㎡）×市区町村別1㎡当たりの宅地単価

- ・宅地単価：国土交通省「地価公示」及び「都道府県地価調査」の1㎡当たり評価額を用いて推計した市区町村別の1㎡当たり評価額（所在地の調査を市区町村名のみで行ったため、「地価公示」及び「都道府県地価調査」から「住宅地，宅地見込地」を抽出し、市区町村別の中位数を計算して評価額とした。）

3 耐久消費財等資産の評価方法

(1) 総資産額の評価方法

品目別所有数量×品目別単価

- ・品目別単価：① 世帯票調査事項のうち住宅の設備（持ち家世帯のみ）と耐久財等調査票の固定品目について、「家計調査（平成26年度）」の調査票（家計簿）から、対応する品目の購入数量と支出金額を抽出し、品目別に単価を算出した。
- ② 耐久財等調査票調査事項のうち自動車及び自動二輪車については、平成26年9月～11月における新車販売価格を用いて、国産車・輸入車及び車種別に新車販売台数をウエイトとした加重平均（自動二輪車は単純平均）により単価を算出した。
- ③ 耐久財等調査票調査事項のうち「その他の耐久消費財」にて調査した品目は「その他」とし、そのうち所有数量の多かった「ゴルフセット」及び「スキーセット」をうち数として掲載した。これらの品目と会員権は、調査票に記入された購入価格を単価とした。

(2) 純資産額の評価方法

品目別・取得時期別所有数量×品目別単価×品目別・取得時期別残価率

- ・残価率：「1 住宅資産の評価方法」の残価率の計算と同じ方法とする。なお、固定調査品目のうち、取得時期が「過去1年～5年以内」及び「過去5年を超える時期」の場合は、以下のとおり残価率を推計した。
 - ① 取得時期が「過去1年～5年以内」の場合は、経過年（1年～4年）間の各年の取得が均等であると仮定して平均残価率を計算した。
 - ② 「過去5年を超える時期」の場合は、各回調査の所有数量から調査間（5年間）の取得数量を推計し、5年間の各年の取得が均等であると仮定して平均残価率を計算した。
 - ③ 新規の品目や前回から調査内容を分割した品目については、各回調査から取得数量が推計できないため、上記①の処理の上、耐用年数が5年を超える品目は、残りの年数について残存する取得数を均等分割し平均残価率を計算した。

- ◆「平成 26 年全国消費実態調査」の詳しい結果を御覧になる場合は、次の URL を参照ください。

<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index.htm>

- ◆この冊子は、次の URL からダウンロードできます。

<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/kekka.htm>

- ◆本調査の統計データを引用・転載する場合には、必ず、出典の表記をお願いします。

出典：総務省統計局「平成〇〇年全国消費実態調査結果」

<内容に関する問合せ先>



総務省統計局

統計調査部 消費統計課 企画指導第二係

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電 話：03-5273-1173（直通）

FAX：03-5273-1495

- * 結果の概要は、統計メールニュースでも配信しています。
メールニュースのお申込みは、統計局ホームページから。

統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/>

政府統計の総合窓口（e-Stat） <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>